

社会教育における映画の普及と活用について

—1950年代の視聴覚ライブラリー公設化運動の過程と意味をめぐって—

生涯教育計画コース 張 智 恩

Jang JIEUN

This essay is a study in the promotion and utilisation of films for social education. It focuses on an audio-visual library among various facilities in local communities connected with film promotion, and examines its functions and features. It gives a special attention to distinctive features of libraries, which derives from a course of campaign to publicise an audio-visual library. The essay also illustrates characteristics of a supporting function that aims to fulfil both the interests of other commercial parties taking part in promoting library activities to pursue benefit than ideal, as well as the demands for films in a local community.

目 次

- 0. はじめに
- I. CIE 映画上映会の終了と視聴覚行政における改革の構想
 - A. 視聴覚ライブラリー公設化運動の背景
 - B. 運動推進における団体間の協力
- II. 文部省の教育映画施策
 - A. 審査と選奨
 - B. 製作と普及
- III. 地域における視聴覚ライブラリーに対する要求
 - A. 共同設置・共同運営
 - B. 視聴覚ライブラリー性格の推移
 - C. 「話し合い」と教材のセンターへの要求

むすび

0. はじめに

日本におけるアメリカ占領期に主な成人教育はCIE 映画(CIE : 民間情報教育局)の鑑賞活動を通して行われた。CIE 映画の多くはアメリカ人の生活を素材にして作られたものとして、当時の日本人の感覚には合わないという限界を持つとされた。ところが、上映におけるフィルムの選択が出来ず、さらに教育用として製作されたフィルムが十分ではなかったため、鑑賞

と教育における効果との連携性を持たずに、CIE 映画の上映は占領期中に展開された¹⁾。

しかし、講和条約の発効(1952年)を前にし、映写におけるフィルムの選択が自由になると、時事報道・記録・解説の性格を多く含む短編映画の製作が増大して、228本(1951年)から416本(1952年)へという製作数の増大が見られ、戦前の文化映画製作に関わった製作社を中心にして教育映画界の再生が試みられた。こうしたなかで社会教育用の映画の製作も、本数は少ないが次第に実現された²⁾。

ところで、学校教育においては1947年に映画教育協会を中心にして、「映画を見る学童600万人組織運動」が展開されるが、社会教育においては、占領期におけるCIE 映画の全国的上映により、教育映画の上映組織や配給ルートが確立されていなかった³⁾。しかし、日本の映画界は、講和以後、製作作品、輸入作品などの本数が増加してくるなかで、映画が持つ教材的・広報的・娯楽的な側面が多様に体験され得る社会的な雰囲気になってくる。

こうした社会と映画界全般における変化のもとで既存のCIE 映画上映会の体制が持つ画一性、統制性に即したフィルムの普及システムはすでに適応力を失い、逆に新たな映画普及の基盤作りへの動機を促した。

本稿は、以下の目的を持ち展開する。つまり、1948年にCIE の助言により、各都道府県にCIE 映画上映

会のために設置され始めた視聴覚ライブラリーが1951年以後、自主的な設置へ移行し⁴⁾、講和以後、地域における映画普及の拠点になり、公設化される過程に影響を及ぼした社会関連構造と主なファクターを理解する。視聴覚ライブラリーの公設化運動は、田中純一郎著『日本教育映画発達史』、日本映画教育協会編『視聴覚教育の歩み』、内海貞太郎著『宮城県視聴覚教育史』などの先行研究においてそれぞれのテーマに即して時系列的な整理のなかで、部分的に紹介されている。この論文は上記の文献における整理を土台にするが、視聴覚ライブラリー公設化運動が始まり、次第に高潮していく1950年代に注目し、同時期に発表された行政資料及び雑誌における実状についての報告を手がかりにし、運動の推進と成果に影響を及ぼした主要因間の関連性を把握し、公設化の実現を生み出した実質的な理由を考察する。

このために次の三つの点に注目して考察を行う。I章ではCIE映画上映会の限界と地方における視聴覚教育関連行政における改革の構想、II章では文部省の映画普及施策、III章では地域における視聴覚ライブラリーに対する要求の背景である。

I. CIE映画上映会の終了と視聴覚行政における改革の構想

I章においては視聴覚ライブラリーの設置運動の背景として、視聴覚行政における改革構想の消極性と、教育映画の上映基盤の必要性の増加という2点を考察する。その後、視聴覚ライブラリー設置運動の主体の登場過程と活動を、行政レベルと民間レベルにおいてそれぞれ検討を行う。

A. 視聴覚ライブラリーの公設化運動の背景

1) CIE映画の限界と改革の構想

戦後、日本の視聴覚教育行政の体系は占領軍の要求と指針に即して作られ、運営されたが、講和とともに視聴覚教育の目的及び主体における変化が生じると、従来の指向性における問題点が顕著になってきた。そしてCIE映画の映写に使われたナトコ映写機運営指針である発社103号文部次官通達が廃止されると、ナトコ組織といわれる従来の視聴覚教育系や視聴覚ライブラリーは、今後の存続あるいは改善をめぐって議論された⁵⁾。

さらに、文部省社会教育局では、1953年4月9日付で文社視165号の公布を通じて、CIE映画の“管理運営を主としてきた各都道府県視聴覚ライブラリーはそ

の構想を新たにし”，視聴覚教材教具を充実しその活用を図ること、視聴覚ライブラリーの地域別拡充を実施することなどの方向を打ち出した。この通達は日本政府における最初の自主的な視聴覚行政施策とされているが、しかし視聴覚ライブラリーの性格づけに関する具体的な方針や施策が提示されていなかった⁶⁾。そのため、実際、視聴覚ライブラリー設置運動は視聴覚行政に関わっている実務者間におけるナトコ体制からの独立への認識と、民間団体における教育映画活性化のための役割分担によって具体化され始めた。

次に教育映画製作社の実状を考察してみる。1951年の下半期においてフィルムの自由選択が許可されると、公民館を中心として社会教育現場において視聴覚教材としての映画の利用が活発になり、それに伴い、適切な教材に対する要求が高まってきた。

しかし、教育映画の場合、教育的目的を持ち、作られるという意味をもつ自主的映画の製作数より、1955年までは企業体や公共団体からの委託による受注映画の製作が増大してきた。さらに受注映画の製作における利益を通じて、自主的作品の製作資金を確保できるという状態にあった⁷⁾。こうした状況で、教育映画製作者が幅広い短編映画へ製作の方向を転換することが多くみられた。即ち、戦後、急速に高まった映画教育普及運動に対応し、優秀な教育・教材映画が次々製作されたが、売り上げが低調であったため、製作活動を停止する例が現れたのである⁸⁾。そのため、教育映画の充実した製作のために、フィルムの利用者の組織、固定的配給、販売の基盤になりうる拠点の必要性が次第に表面化してきた。

こうした面で視聴覚ライブラリーは、利用者に恒常的なフィルムの普及を行い、製作社に採算性の保障をもたらすことにより、教育映画会の活性化を促し得るという可能性があるのが共感されたと見られる。

2) 転換期における教育映画の課題と全視連の誕生

ナトコ視聴覚教育の沿革と問題点を中野県の実状を踏え整理した資料におけるCIE映画会の時期分類によると、全国視聴覚教育連盟の発足の契機となった1950年はまだナトコ映写機にかけるフィルムの選択の自由が許されず、映画会が受け身的な立場で行われた。しかしこの時期になると、観覧者の興味と遊離した内容、上映報告に傾けた実績主義、社会教育に符合したフィルムの不足、フィルム・フォーラムまでカバーできない上映のみの映画会など、CIE映画会の蓄積された様々な問題点が現れていた⁹⁾。

こうしたなかで1950年5月、ナトコの運営に関わる担当者の全国大会、即ち全国視聴覚教育係長会議が大阪で開かれ、CIE フィルム以外の社会教育映画の製作・上映が緊急な課題として提案された。こうした課題提起に対応し、同年7月、社会教育映画協議会の設置が具体化されるなかで、第1作『三つの環』が完成した。さらに協議会は、1953年文部省で開かれた全国社会教育主幹部長会議において全国視聴覚教育連盟結成の同意を提出し、1953年8月5日、社会教育における視聴覚教育団体の相互連絡と振興発展に寄与するという目的で、47都道府県と5大都市を結成の単位とする視聴覚教育団体の連合により、全国視聴覚教育連盟(以下、全視連)が結成される¹⁰⁾。

全視連の結成後、同年8月31日に最初の全視連の企画映画『公民館物語』が完成した。ところで、この製作は、最低限の製作原価を保障するだけの購入規模も未定であるまま、製作者と配給業者の協力のみに依存して行われたが、こうした経験から製作資本に対する最小限の保障の必要性が認識された。そのため、将来における製作のあり方として、社会教育映画製作協議会所属の希望者が主題の選定・脚本の作成を行い、それに対して全視連の専門委員が検討したうえ、完成試写の際、教育映画配給協議会の配給会社が50本の買取りを保障するという仕組みが生み出される¹¹⁾。

こうして生まれた自主製作映画は1954年度から1962年まで約35本以上に至り、その中には文部省特別選定の名作が多かったため、全視連のタイトルのみで購入前の試写が不要であると言われるほどであった¹²⁾。このように全視連は映画の自主的な企画・製作と視聴覚研究講座の開催などに対する協力に力を入れていくが、視聴覚ライブラリー運動の必要性が認識されるなかで、製作や研究のみならず、視聴覚ライブラリー運動の推進役にも力点を置くことになる。

ところで、1953・54年には教育映画の製作・配給及び普及関連の各団体が総合強化された時期として教育映画総合協議会、教育映画製作者連盟、教育映画配給者協議会という、映画教育協会に本部を置いた、代表的な3団体が組織され、当面の問題に対処する動きが活発になった¹³⁾。

そのなかでも視聴覚ライブラリー運動と関連の深い団体が教育映画総合協議会(以下、総合協議会)といえよう。総合協議会は、教育映画の製作・配給・利用などに関する関係団体・機関が集まり、教育映画の振興を図ろうとする話し合いの場として文部省の視聴覚教育課及び全視連を含んだ官民一体の連合機構であった。

ところで、この総合協議会により、1954年最初の教育映画祭が行われ、映画祭の一環として教育映画総合会議が開かれたが、その場を通して地域における視聴覚ライブラリーの義務設置、即ち法制化への方向が提起された¹⁴⁾。

上記の全視連の製作への協力や総合協議会における法制化への合意は教育映画界全体が活性化するために利用者に即した制作・配給・普及が必要であるという観点が教育映画界の実務者と視聴覚行政の担当者において共有され、その結果、利用者からのアクセスが容易な地域的な拠点を確保する必要性が高まってきたとみられる。

B. 運動推進における団体間の協力

1) 全視連と視聴覚教育団体

視聴覚ライブラリー法制化運動は1955年6月、京都で開かれた全視連主催の全日本視聴覚研究大会の決議において始まり、そのあと、学視連(日本学校視覚教育連盟)・全視連が中心になって展開された。そして教育映画総合協議会は上記の京都大会での議論を踏まえて同年9月1日に視聴覚ライブラリーの法制化に対して文部省が施策を講じることについて文部省と話し合いを行う。しかし、視聴覚施設に対する補助金が予算の順位から最下位であるという理由で挫折された¹⁵⁾。

全視連は、法案の見通しが困難になると、学視連とともに法制化運動の主体となる意志を強くし、1956年7月に視聴覚ライブラリー設置に法的な根拠を与え、視聴覚教育の振興についての具体的な施策を講ずることの要望事項を文部省に伝達する。そして、その前段階として3月には市区町村教育委員会、そのほかの関係機関・団体そして地域ライブラリーやそれを巡る現場の人々に、全視連・学視連両団体の名で「地域視聴覚ライブラリー設置法制化運動趣意書」を配布し、組織的な展開にとりくんだ¹⁶⁾。

ところで、視聴覚ライブラリー法制化運動が本格的に展開される1955年後半から1956年の前半においては視聴覚ライブラリー設置をうながす関連行事と実践が見られた。即ち、学視連主催の「学校視覚教育全国大会」、総合協議会主催の「教育映画総合振興会議」、文部省主催の「都道府県視聴覚教育指導者研修会」などが行われ、ライブラリー設置に対する肯定的な理解がひろがった。そして学視連の世田谷の大会においては、各地域における連絡協議機関及び地域間における連絡協議の全国機関を設立するという決議が出され、新潟県、近畿ブラックなどでは視聴覚教育総合協議会が発

足する¹⁷⁾。

こうした協力過程を通して1956年6月、地域ライブラリーの設置を含んだ答申「教育映画の健全なる普及発達について」が内閣映画審議会により出され、文部省においても活動支援と法律によるライブラリー設置の方向に賛成し、そのための予算獲得方向を検討することになる。そして、状況の好転に即して総合協議会は6月、文部省の要求に従い、経費算定の基礎となる「視聴覚ライブラリー設置基準案」を作成し、運動は法案抜き予算獲得運動へ中味を変えることになる。しかし、1956年の段階においては予算獲得が実現されなかつたが視聴覚ライブラリーの公設の必要性を政策決定者に自覺させ、運動は継続される¹⁸⁾。

2) 映画教育協会と視聴覚ライブラリー公設化運動

視聴覚ライブラリー公設化運動は、全視連を中心とした地方の視聴覚行政関係者たちが推進力となって法制化への影響力を高めていくことが出来たが、他方で民間団体によっても映画教育協会を中心として運動の広がりを支援していた。

映画教育協会(以下映教)は、1928年1月に全日本活映教育研究会として発足、その後、名称の上に変更はあったが、日本の映画教育を組織的に推し進める中核団体として活躍してきた¹⁹⁾。特に終戦直後は物資難に対応して利用者に対する教育映画のセット配給、教具としての映写機、電球、スクリンの配給、そのほかの調達補給を斡旋する立場にあり、そのために事業部が設けられて各地の需要に応えていた。しかし、1949・50年頃になると、機材業者も順次復興し、映写機類が安価に出回るようになり、映教は公益法人としての体质を改善する必要を認識し、1951年1月に映教改組に取り組むことになる。こうして新たに発足した映教は各地の視聴覚ライブラリーの拡充運動にも着手したのである²⁰⁾。

まず、映教の活動として大きく注目すべきことは、視聴覚ライブラリー法制化運動が本格的な予算獲得へ向けて進めている際、映教創立の30周年を迎、視聴覚教育史に画期的な行事を行ったことである。この行事は日本の視聴覚教育界の指導者と優れた実践家を募ったものとして、社会教育部会においても講演、映画活用の実践報告が行われ、社会教育の場における映画上映会、視聴覚ライブラリーにおけるサービス、そして社会視聴覚教育前進のために現状の問題点及び将来への展望などが討議された。こうした映教の30周年行事は、現況の課題についての認識が深まり、ライブラリー

運動が励まされる大きな契機となった²¹⁾。

次に注目すべき事業として、映教は教育映画総合協議会に協力して全国視聴覚ライブラリーの実態調査をする一方、教育用16ミリトーキー映写機の普及運動に取り組んだのである。優秀国産メーカーを督励する立場で映教本部に映写機の常設展示場を設けるほか、地方でも移動展示会を開いた。この運動は1953年7月より55年4月まで6回にわたり実施されたが、成果を収めたとされている²²⁾。

つまり民間団体の協力を通じて、映写機の普及と教育映画会の実施率において、圧倒的な増加を呈するようになった。1959年には16ミリ映写機が全国公民館のほぼ半数に設置され、公民館本館の90%が教育映画会を実施し、公民館の教育フィルムの年間貸し出しの延日数は一館当たり35日になったのである。さらに活動が活発なところでは分館巡回、部落巡回の映画会を実施していたため、全体として映画会が活発になる²³⁾。

上記で整理したように、視聴覚ライブラリーは制度化されないまま関係者の努力により、作り上げられつつあるという実践的過程を持っている。そして、こうした実践には、地域で実際、映画を見る人々の要求や公的サービスとしての理念を重要視するより映画に実務的に関係する人々の現実的利益関係と絡み合い、公的サービスとしての鑑賞活動の条件が結果的に改善していくことに独自の特徴があるといえよう。そしてこうした動きが、ある程度制度化へ実現される背景には国の政策の方向性との符合性もあると考えられる。こうした視点から次の章では文部省の社会教育政策と関連し映画の普及施策を考察してみる。

II. 文部省の教育映画施策

社会教育を奨励するという趣旨で行われた1950年代における文部省の映画施策は映画審査を通しての選奨制度、そして普及に関したものがある。Ⅱ章では視聴覚ライブラリー運動の展開と関連した二つの施策の意味を考察する。

A. 審査と選奨

文部省の教育映画審査制度は、1949年7月政令248号による社会教育審議会の1分科会として「教育映画等分科審議会」が発足することによって本格化するが、その前身である教育映画等審査委員会は1947年1月に成立する。初期の審査制度は、「学校教育、社会教育に利用することを奨励」するという趣旨を持ち、製造

業者の申請によって行われた。そして、審査は解説の必要性の度合いによって4等分化する評価と、特定教科における教材的活用のものと社会教育的なものの分類を中心にして行われた。純粹な教材用の作品の多くは幻燈画(スライド)により製作されたため、社会教育用のものを含む教育映画は情調教育的な側面から幅広く取り上げられた。こうした初期段階における審査制度を見ると、評価的な側面が主であり、選奨的性格は強くなかったといえよう²⁴⁾。

ところが、教育短編映画、幻燈画、紙芝居などの質的向上と製作者の意欲を高揚するために1950年から年間の製作作品の中から最優秀作品を選考して文部大臣賞を贈る選定が始まる。さらに1954年と57年における教育映画審査規定の改正を通して、教育映画審査制度は普及を奨励する積極的な選奨制度としての性格を持つてくる²⁵⁾。

すなわち、改正された新審査規定は「文部省特選」と「文部省特別選定」としてレベルを区別し、選定映画に対しては公表のみならず、申請者が広告やそのほかの表示を行う場合に「文部省選定」または「文部省特別選定」を明記するように規定し、文部省も選定作品について審査速報、審査週報、文部広報などにより幅広い広報活動を行なう²⁶⁾。

しかし、こうした選奨制度は利用者が映画にアクセスできる場合においては活用のための手がかりになり得るが、フィルムの円滑な循環ができていない場合、映画の幅広い選択ができない問題点があるため、フィルムの普及によって支えられてはじめて有意義な制度になるといえよう。

B. 製作と普及

上記の文部省の映画選奨制度は、社会視聴覚教育関係者が教材を選択し活用する際、有意義である。しかし、実際フィルムの購入には相当の予算が必要となるため、現実的には教材購入の困難さが避けられなかつた。そのため、文部省が主催する視聴覚教育大会においてはフィルム購入をはじめ、教材確保のための施策に対する要求が課題となってきた。

そして、こうした教材購入の困難さの背後には1950年代前半において短編映画の製作が急増したのにも関わらず、その中には受注映画の製作が多く、教育映画の製作が低調したという原因もある。そこで文部省は1952年から1956年、製作業界が活気付けられる時期まで13種の教育映画を製作、各都道府県に配布した²⁷⁾。こうした文部省の企画映画は1955年から57年までは、

青少年教育活動のため、10種の映画を製作して各都道府県に無償配布する事業にも見られたが、1956年に至ると、民間製作社に代わるものとしての文部省の計画的自主製作は中止される²⁸⁾。

そして、製作以外に、1955年から教育映画の無償配布の事業を本格化し、文部省選定・文部省特選の作品及び文部省製作の作品の中ですぐれたものを各都道府県に示し、希望するものを申請させ、買い上げる方法と、文部省がその年度に企画した教育映画を全種一つずつ同時に無償配布するという二つの方法を通して、年に2期に分けて教育映画を配布した²⁹⁾。

さらに、上記の無償配布とともに試写会を通してフィルム購入を奨励した。こうした試写会は既に1949年から文部省が社会教育映画普及会との共催により、日本の教育短編映画がCIE映画のため、全国的に試写・紹介される機会に恵まれなかつたことを認識し、社会教育映画試写会を全国8地区で実施してきた³⁰⁾。この試写会は1952年まで7回にかけて続き、全国8地区教材普及部及び視聴覚教育課関係職員の参加のもとでフィルムライブラリー用短編教育映画などの巡回映写会及び協議会が行われ、フィルムライブラリーに備える教育映画などの購入について便宜を提供し、同時に視聴覚教育運営についての連絡協議を行なう場となつた³¹⁾。

この社会教育映画試写会が1953年に新作教育映画研究協議会に引き継がれ、フィルム購入のための試写会としての性格をより強化してきた³²⁾。さらに、次第に教育映画製作者が増加し、地域における試写に対する要求も高まつくると、1955年度からは各都道府県にまで試写会が広く実施され、社会教育映画巡回映写会という形態で、文部省視聴覚教育課、各都道府県教委員会、地区視聴覚教具本部、社会教育映画普及会が共催し、年4回、公民館を会場にした無料入場の試写会も展開された。この時期においては民間でも「朝日文化映画の会」「優秀PR映画都別鑑賞の集い」「科学映画観覧会」など、無料で行われる映画上映会が活発に展開された³³⁾。

以上の整理で見られたように1950年代前半は、映画に対する高まる需要にもかかわらず、製作と配給者そして利用者を結び付け得る社会的システムが十分に整備されていなかつた。こうした状況で文部省は、製作と配給そしてライブラリーの機能までを総括してそれぞれの機能を強化し、試写会の拡大を通してフィルム普及と視聴覚関係者の連帯性を促し得る機会と場を提供した。

こうした文部省の施策は全視連を中心とした視聴覚

ライブラリー運動のように、公設化を推進していなかつたが、一応、視聴覚ライブラリー運動の方向性と類似な課題意識を持っていたと見られる。しかし、両者の動きは全国における施設や制度の整備を通してのシステムの構築によって教育映画の普及の活性化を図ろうとしていたことである。

しかし、視聴覚ライブラリーは映画の生産と普及を創り出す政策決定者や実務者の立場のみならず、地域の利用者の要求及び必要が反映されて始めて公設化の意味を持ち得るといえる。そうした意味でⅢ章では、地域におけるライブラリーに対する要求と必要が何であり、それが視聴覚ライブラリー運動といかに絡み合って現れたかを地域の実状から考察する。

III. 地域における視聴覚ライブラリーに対する要求

A. 共同設置・共同運営

1961年の『視聴覚教育白書』と文部省の『社会教育調査報告書』を土台にして1950年代の半ば以後の地域における映画会を見ると、活発になった映画会の様態を理解できる。たとえば、50年代の半ばから後半にわたって、公民館における映画会の実施率は90%にまで昇り、映画会の運営形態も興行映画のみの上映、それに教育映画の追加、そして教育映画の上映と討論会などの様々な形態がみられた。

そして地域における映画会は、農村を中心にして啓蒙や娯楽から脱皮し、映画が持つ様々な教育の可能性が試みられ、さらに、社会教育関係者の視聴覚教育方法についての正しい認識が求められる中で、映画会の運営に必要な教具及び教材としてのフィルムの問題が切実になってきた。特に、映写機の場合は施設や団体の保有したものに依存できたが、フィルムは地域の視聴覚ライブラリーからの供給が不可避であった³⁴⁾。

ところが、1954年度の文部省と教育映画総合協議会が行った調査によると、視聴覚ライブラリーの総数は、既に493という相当数に昇るが百万円以上の予算を持つライブラリーは全体の22%に過ぎなかったため、多くの視聴覚ライブラリーにおける教材・教具の購入が難しかったことを理解できる。

視聴覚ライブラリーは1948年にCIEの助言により設置されたが、1951年からの自主的設置以後、53年・54年を中心にして急増してきた。そのなかでも公共団体の視聴覚ライブラリーの設置形態は、一方では都道府県がCIE助言によって設置した中央視聴覚ライブラリーとその分館として一定地域にサービスするため

に設置されたものがある。そして他方では市町村立があるが、大都市で一市が設置したものといくつかの市町村、またはいくつかの町村が共同出資して設置したものがあった。つまり、講和以後、視聴覚教育の進展に伴い、視聴覚教材の利用が社会教育においても活発になってくると、個々の団体単位としてフィルムを購入するには財政的な無理があつたため、公共団体が共同で視聴覚ライブラリーの設置に取り組む場合が多く見られた³⁵⁾。

たとえば、岩手県の場合には、県下五地区に県視聴覚ライブラリーの分室を設置し、数郡に一つのサービスセンターを設定したが、充分な活動が生まれてこなかつた。そこで1954年に1市3郡において地区視聴覚ライブラリーを発足させる。この設置は地方教育委員会の共同設置であり、地方教育委員会と県の教育委員会の共同による運営を行なうのであった³⁶⁾。

地区視聴覚ライブラリーは県から2台の映写機、10数本の教育映画と60本の一般映画を配置し、各地区教育委員会の公費によって運営されている各地区視聴覚ライブラリーから教材購入のための経費を出し合うことにより教育映画の共同選択と利用の体制の基盤を作つた。フィルムは常置の物として県より貸し出され、半年毎に交換するものと各地区で購入した教育映画がある。配給される物としては地区ライブラリーの共同購入によるもの、県費によるもの、USIS映画(CIE映画計画が終了すると、日米間の情報及び教育に関する資料の交換を行うために、従来の「CIE」計画が別の形態に切り換えるが、この事業で活用されたものとして旧CIE映画を意味する)の優れたものが編成され、毎月約20巻程度の新しいものが配給された。

こうした新たな仕組みにより、岩手県の視聴覚ライブラリーはその発足後1年が経たないうちに、大きな成果を示した。こうしたライブラリーの共同設置・運営は、限られた予算を運営しなければならない地方政府の実状を反映したものとして、地方財政の窮迫から運営費を増やすことができない状態で相互利益における均衡を協力的に実現していくのであった³⁷⁾。

B. 視聴覚ライブラリー性格の推移

戦前の視聴覚教育の組織は、システム的な側面から見ると、日本映画教育会を中心に中央集権的普及体制であり、各府県の組織は中央より映画の配給を受ける支部的存在であった。しかし、戦後の組織はCIE映画の上映実施に伴つて生まれ、教材は中央から流されたのであるが、配給のための中央機関が無いまま、各

県の分担金によって設置された教材普及部が存在し、各都道府県がその運営に当たるという、全体的に見て地方主義的なものである³⁸⁾。

こうした地域における視聴覚教育の組織はフィルムを具備、調達する管理的性格と、映写を中心として巡回映画会をおこなう運営組織という異なる性格を持っていた。そして視聴覚ライブラリー公設化運動は、視聴覚ライブラリーを映写中心の運営組織からフィルムの普及を優先する管理組織へ移行すべきであるという課題意識から生み出された³⁹⁾。しかし、公設化運動の過程において多くの視聴覚ライブラリーは、視聴覚教育に対する予算の不足のため、分担金制を造りだして巡回映画会を行う運営組織が多かった。特に巡回映写は教材の購入なしでも定期的利用が出来るという利点があり、さらに、市町村の場合、分担金によって社会教育の一環として映画上映会が行われたため、分担金の対価としての映写と同時に、分担金の確保のためにサービスを行うという理由から多くの映写会が廻されたのである⁴⁰⁾。

分担金による活動の拘束性は劇映画の頻繁な上映によって娯楽的側面に傾く問題点をもたらし、映画の教材としての活用における消極性を生み出して結果的に視聴覚ライブラリー設置にはネガティブに作用したとされている。しかし、分担金による巡回映画会は視聴覚教育の予算が絶対的に不足している中で、フィルムを共同利用できる利点を活用したものとして前項のライブラリーの共同設置・運営と同一な発想をもち、管理組織としてのライブラリー運営が可能な程度の公費が獲得されるまで継続された⁴¹⁾。

ところで、視聴覚ライブラリーが教材提供センターとしての管理機能を果たすためには、教材の確保のみならず、最小限の人件費や場所運営費のための予算が必要であり、これらを地方財政から確保するために法的な根拠が必要であったが、ナトコ映写機運営指針、103号の廃止の通達以後、そうした奨励的な法的措置はおこなわれなかった。さらに講和以後は視聴覚教育予算が削減される一方にあったため、府県は地区ライブラリー設置に消極的であった。それにもかかわらず、地域自治体行政が中心となって共同利用・共同設置・共同運営の発想を具体化してきたのは地域において映画に対する高い需要を意味し、こうした地域行政の実践的な取り組みの度合により、映画会の性格と成果が異なってくる地域差もみられた。では、次のC項を通して地域では実際いなかる教育的要求と実践が存在したかを検討する。

C. 「話し合い」と教材のセンターへの要求

映画を見る人々の要求と関連して視聴覚ライブラリー公設化運動の意義を考察してみる。

講和とともに自主的な映画上映会が活発化することにより、一方では巡回映画による娯楽映画の上映も多かったのであるが、社会教育においては映画を媒介にして生活課題や地域の課題に取り組むことが多く現れた。映画を通して特定の課題に接近しようとする際、映画と並行して使われた一般的な教育方法は話し合いであった。CIE 映画上映会においてはフィルム・フォーラムが提案され、実行は充実にされなかつたが、社会教育関係者のなかでは話し合いを土台にしたフィルム・フォーラム形式の映画会をおこなう動きが広がった。

社会教育関係者が話し合いに基づく映画上映会を実施しようとした理由は、鑑賞活動を通じた課題の解決に効果的であるという理由のみならず、戦後、体制の変化により、民主主義の生活化を実現するためにもっとも要求されていた話し合いという生活習慣を身につけるために効果的であるという期待から生まれた。そのため、多様な課題に符合する教材の必要性、そして話し合いを育て得る方法としての適切性という面で、フィルムを充実に備えたセンターが必要となったといえよう。平塚市の事例をみるとその実状と映画の教育的可能性をより理解できる⁴²⁾。

神奈川県における平塚市(人口10万)は1958年度から視聴覚教材を重点的に利用した各地区公民館の事業として社会学級を開設した。その趣旨は地域の中に孤立しているため、生活諸般のことについてコミュニケーションを持つ機会が無い人々に対して、民主的な人間関係は「話し合い」技術によって成立するということを経験させることであった。そこで各地区の分館を含み、16公民館は、運営委員会を通じ、地区の実情に沿った目標と課題に適したフィルムを選び、1年間のプログラムを作成し、社会学級を行った。

この社会学級の場合、様々な属性を持つ40名-50名を選び、映画を見ることにより話し合う契機を作ったのが主な内容であった。そして話し合ったことは広報誌や放送を通して地域に知らせ、地区の課題を明らかにしたが、話し合いの副産物としてその地域の古いしきたりや因習などが多少変わったという報告も出された。さらに平塚市は婦人学習などの手段として映画を利用したが、この場合は学習課題の達成が目標であるため、映写が話し合いの後に行われた。即ち事前に問題意識を深めた上で映画を観覧することにより、教材的効果をより深めることとして、参加者からの大きな

支技を得た⁴³⁾。

以上のⅢ章を通して視聴覚ライブラリー公設化運動が進められる時期において地域における教育映画を中心とした普及システムの様態と発生理由をまとめてみた。そこには視聴覚教育に対する予算の不足を乗り越えるために地域行政間における合理的協力過程を造りだした共同利用・共同設置、共同運営があったが、必ずしも教育的観点に即した普及ではなかった。さらに映画の教育的活用の可能性を当時の生活者や地域課題との関連で見つけることができた。

むすび

この論考は既存の社会教育施設や制度とは異なる成立過程、即ち、特定の理念や政策決定者により、上から与えられた制度的機関ではなく、運動的な過程を経て多様な他者の要求の反映と協力を土台にして生まれた公的視聴覚ライブラリーが、運動の開始から公設化の必要性が政策決定者によって認められた50年代後半までの展開過程を考察した。特に注目したのは、視聴覚ライブラリーの性格付けと関連して運動の成果を生み出した主要な要因と、それをめぐる社会の関連集団及び関連構造の相互関係に焦点を当てた。その結果、次のような点が明らかになった。

一つ目は、視聴覚ライブラリーが公設化される過程には、映画関係者間における相互利益の均衡を志向する実利的な側面が大きく反映された点である。こうした点は、特にフィルムの購入の円滑化が映画製作者、配給者、社会教育関係者、地域の利用者においてそれぞれの利益を促し得る手段であるが、財政的に厳しかったという共通の課題に対応して、公設化が生み出されたという点である。こうした視点は戦後教育映画界の活性化を意識した文部省の映画普及施策と、全視連と教育映画総合協議会が製作・配給・利用者組織の連帶確立を運動の課題として知覚したことにも見られる。

二つ目は、視聴覚ライブラリーの公設化の過程を通して、視聴覚ライブラリーが従来の、映写を行う運営中心の機能から脱皮を試み、管理機能を中心とした新たな社会教育機関としての位置づけを確立した点である。即ち多くの社会教育施設が一般に個人の利用者や集団に対して直接サービスを行うのに対して、視聴覚ライブラリーは社会教育の関係者あるいは社会教育団体をサービスの対象にして媒介的機能、支援的機能に充実した独自性を持ち得ることが明らかにされた。ところがこうした支援的な機能は、1つ目として説明し

た、理念より実利という運動推進の背景から理解できるように、映画と関係した社会の様々な集団の相互利益的な共存の中で活性化できるため、地域における利用者の要求のみならず映画関係の実務的集団の利益も注目しなければならないという独自のあり方の必要性が明らかにされた。

三つ目は、CIE 映画の意義に注目した先行研究⁴⁴⁾でも指摘されるように、占領期における視聴覚行政組織の基盤の重要性がふたたび確認された。即ち CIE 映画についての反省と批判を土台にし、従来の視聴覚教育組織の存続及び改善の問題に取り組まざるを得ない状況を通して、新たな視覚教育に対する発想が具体化してきたためである。さらに、CIE 映画を通して、地域においても映画の鑑賞と活用についての経験が蓄積されたため、講和以後においても映画に対する需要と対応の仕組みを存続させ得たといえよう。

(指導教官 佐藤一子教授)

註

- 1) 財団法人映画教育協会『視聴覚教育白書』、1961年、富士精版印刷株式会社、pp.47-49
- 2) 文部省 MEJ6063『視聴覚教育調査資料』、1953年
- 3) 田中純一郎『日本教育映画発達史』、蝸牛社、1979年、pp.172-173
- 4) 前川春雄“全国視聴覚ライブラリーの動向”『社会教育』第10巻、10月号、p.44
- 5) 田中純一郎、Op. cit., p.202
- 6) 内海貞太郎“視聴覚ライブラリーの整備充実”日本映画教育協会『視聴覚教育の歩み』、1978年、pp.204-205
- 7) 日本映画教育協会編『視聴覚教育』56年3号付録、日本映画教育協会発行1955年度『短編映画リスト』、
- 8) 田中純一郎、Op. cit. pp.202-203
- 9) 中村守利“ナトコ視聴覚教育の沿革と問題点”『社会教育』1955年、10月号、pp.26-28
- 10) 田中純一郎、Op. cit. pp.200-202
- 11) 関口勇一“全国視聴覚教育連盟の歩み”日本映画教育協会『視聴覚教育のあゆみ』、1978年、p.352
- 12) Ibid. p.353
- 13) 田中純一郎、Op. cit. pp.219-221
- 14) 水谷大螢“視聴覚ライブラリー法制化運動”日本映画教育協会、『視聴覚教育のあゆみ』、1978年、pp.151-153,
- 15) Ibid., pp.151-155
- 16) Ibid., pp.153-159
- 17) Ibid., pp.159-161
- 18) Ibid., pp.161-163
- 19) 高萩竜太郎“視覚教育30年記念研究”，日本映画教育協会編『視聴覚教育のあゆみ』、1978年、p.191

- 20)田中純一郎, Op. cit, p.201
21)高萩竜太郎, Op. cit, pp.192-195
22)田中純一郎, Op., cit, p.203
23)財団法人映画教育協会「視聴覚教育白書」, 1961年, 富士精版印
刷株式会社, p.51
24)落合矯一“教育映画等審査文科審議会”文部時報第877号, 1950年,
10月号, pp.37-38
25)「視聴覚教育白書」, Op. cit., pp.169-170
26)「教育映画審査規定」(1954年8月27日文部省令第22号), 文部省
「社会教育における視聴覚教材の利用と設備」, 1963年, 付録
27)「視聴覚教育白書」, Op. cit, p.174
28)田中純一郎, Op. cit, p.204
29)「視聴覚教育白書」, Op. cit, p.175
30)文部省「わが国の社会教育—社会教育法施行10周年記念ー」,
1959年, p.125
31)「視聴覚教育白書」, Op. cit, p.174
32)文部省「わが国の社会教育—社会教育法施行10周年記念ー」,
1959年, p.125
33)田中純一郎, Op. cit, pp.225-226
34)「視聴覚教育白書」, Op. cit, pp.52-54
35)前川春雄 Op. cit, pp.42-44
36)菅原一郎“教材共同選択と利用について”『社会教育』第10巻10月
号, pp.36-38
37)Ibid., pp.38-39
38)座談会“どうやって劇映画中心を切り替えるか—教材確保問題か
ら”『社会教育』第10巻10月号, pp.62
39)Ibid., pp.63-64
40)Ibid., pp.57-58
41)Ibid., p.66
42)藤間友情“地域社会での教育映画の利用”『社会教育』1959年, 12
月号, pp.16-18
43)Ibid., p.16
44)永原幸男“視聴覚教育の再認識”『社会教育』, 1953年, 7月号,
pp.8-9